

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の指定について

(令和3年6月14日中央環境審議会答申 令和3年7月29日告示)

1 キクザトサワヘビ (*Opisthotropis kikuzatoi*) の概要

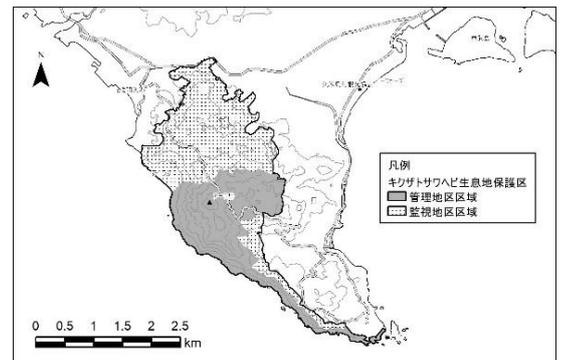
- 国内希少野生動植物種 (種の保存法)
- 絶滅危惧 IA 類 (CR) (環境省レッドリスト 2020)
- 沖縄諸島の久米島固有の淡水生種、常緑広葉樹の自然及び回復の進んだ二次林内とその周辺を流れる溪流のみ生息。
- 一年を通して渇水せず、エサとなるサワガニ類の稚ガニが豊富であり、夏季に直射日光を避ける場所が十分にあり、かつウシガエルが近づかない細流の存在が生息の必須条件と考えられる。



2 生息地保護区の概要

沖縄県島尻郡久米島町字島尻、字儀間、字山城、字真我里及び字銭田の各一部計 599 ヘクタール (うち管理地区)

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の区域の一部計 261 ヘクタール



3 生息地保護区の指定の経緯

沖縄諸島の久米島にのみ分布する固有種、国内で唯一の淡水性のヘビであり、自然度の高い山岳溪流の水域及びその周辺生息しており、水環境への依存性が極めて高い。

生息範囲の狭さに加え、外来種であるウシガエルによる捕食や水質の悪化にともなう餌動物の減少、生息地の開発等に起因する個体群の縮小が懸念されている。

4 指定の区域の保護に関する指針

当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮。 本種の個体の生息する水域及びその集水域並びに周辺の連続した自然環境を有する地域については、本種の個体の生息にとって特に重要な地域であることから、管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行う。

管理地区の指定の区域の保護に関する指針

工作物の設置等

- ・本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等を行わないこと。

水面の埋立て又は干拓

- ・本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の埋立ては行わないこと

水位、水量の変更

- ・本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

木竹の伐採

- ・本種の生息条件の維持のため、木竹の伐採を行う場合は原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の 30 パーセント以下とすること。